

民法改正とライセンス契約

ライセンス第1委員会
第3小委員会*

抄 録 平成21年10月の法務省法制審議会への法務大臣の諮問に端を発し、民法の債権法分野が改正されようとしている。本稿では、民法改正の背景、経緯を紹介し、日本知的財産協会より提出された「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に対する意見書について、賃貸借に類似する契約（ライセンス契約の典型契約化）に対する反対意見とその理由を中心に、知財実務者の方々に理解いただけるよう解説する。なお、ライセンス契約の典型契約化については、当協会をはじめとする産業界からの反対意見を受け、意見書提出後の平成25年10月29日の法制審議会において、今回の改正の対象としないことが決定されている。

目 次

- はじめに
- 民法（債権法）改正の背景
- 改正の経緯
- 当協会の意見書提出について
 - 意見書提出の背景
 - 意見書の概要
- 中間試案：賃貸借に類似する契約（ライセンス契約の典型契約化）
 - 背景
 - 中間試案の内容
 - 当協会としての問題意識
 - 当協会の見解
- おわりに

1. はじめに

明治時代の制定後、民法の債権法分野が初めて大幅に改正されようとしている。ライセンス第1委員会第3小委員会では、平成24年度および25年度の活動において、知的財産契約（特にライセンス契約）に影響の出る可能性のある民法改正の論点を整理するとともに、法務省法制

審議会（以下、法制審議会）民法（債権関係）部会においてまとめられた「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に対する意見書を起案した（平成25年6月14日付で日本知的財産協会より提出）。当協会が最も関心を持ったライセンス契約の典型契約化については、法制審議会（平成25年10月29日開催）において、この論点については取り上げないことが決定されたところではあるが、これに至る民法改正議論の経緯を振り返り、当協会が発信した意見書の内容をより広く共有することは、今後の民法改正の動向を注視していくうえでも有意義と考え、当協会より提出された意見書について、ライセンス契約の典型契約化に対する反対意見とその理由を中心に本稿で解説する。

なお、本稿は、平成25年度ライセンス第1委員会第3小委員会のメンバーである坂上晃（小委員長、田辺三菱製薬）、竹森久美子（小委員長補佐、アルプス電気）、河野匡（東京ガス）、

* 2013年度 The Third Subcommittee,
The First License Committee

阪部正規（大阪ガス）、清水隆弘（東京計器）および高木弘典（コベルコ建機）が執筆を担当した。

2. 民法（債権法）改正の背景

(1) 民法と民法改正が与える影響

一般に企業の知財実務者にとって、特許法、意匠法、商標法や著作権法等、いわゆる知的財産関連法は日常的に接することも多いが、民法はあまり馴染みがないのではないだろうか。

そもそも民法とは、個人や企業等、私人の関係を規律する法律（私法）の中でもっとも基本となる法律であり、取引一般に適用される法、つまりは一般法と言われている。これに対して知的財産関連法は、発明、意匠や商標等に対象が限定された法律であり、一般法に対する特別法と位置づけられる。法律が実際に適用される場面においては、まず特別法である知的財産関連法が適用され、それらに規定がない部分は一般法である民法が適用されるという関係になる。

また、民法は、私人間の権利義務の発生・消滅等の要件・効果を定める法律である。よって、ライセンス契約に関する権利義務についても、民法の規定に基づき、その解釈がなされることとなる。

さらに、民法の多くの規定は任意規定¹⁾であり、契約によってその適用を排除できる。契約の当事者間においては、契約自由の原則に基づき民法の任意規定とは異なる内容を契約で定めることが可能であるが、特に定めのない事項については、そのまま民法の規定が適用される。

以上のことから、民法が改正された場合には、種々の影響を生じることになる。つまり、知的財産関連法が規定していない事項や、当事者間の契約に定めがない事項については、民法の規定がそのまま適用されるため、民法改正によってルールが変更されることになり、契約実務の運用に変更を生じることになる。

また、当事者間の契約に定めた事項であっても、権利義務の解釈のよりどころとなる民法の規定が変更されることから、当事者間で紛争が生じた場合には、訴訟等において契約条項の解釈が変わりうる。

(2) これまでの民法の改正

民法は、明治29年の制定後、ほとんどの規定が改正されていない。債権法部分以外では、平成11年に成年後見制度、平成15年に担保・執行法制、平成18年に法人制度が改正されたが、債権法部分では、平成16年に保証制度が部分的に改正されたのみである。なお、平成16年に、文語体から口語体への現代語化が行われている。

(3) 改正の背景

平成21年10月、当時の千葉景子法務大臣は法制審議会に対して、「民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」という諮問（諮問第88号）を行った。

この諮問の主旨は、①我が国の社会・経済は市場の急速なグローバル化が進む等、様々な面において著しく変化しており、民法の中でも国民の日常生活や企業の経済活動に関わりの深い債権関係の規定をこの変化に対応させる必要がある、②民法制定以来、膨大な数の判例法理²⁾が形成されてきているが、条文の規定からは容易に読み取れないものもあり、民法を国民一般に分かりやすいものとするためにこのような規定を明確化する必要がある、というものである。

すなわち、上記の諮問に基づき、①社会・経済の変化への対応（法律の現代化）、②国民一般への分かりやすさ（ルールの明文化）、とい

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

う二つの観点で、民法（債権法）改正の議論が進められている。

なお、②国民一般への分かりやすさ（ルールの明文化）は、判例法理の明文化等を主な内容とするものであり、ルール変更を意図するものではないとされている。しかしながら、実際に成文化された規定内容によっては、従来からの実務運用に影響を及ぼすケースもありうると考えられ、この点では慎重な検討が必要といえる。

(4) 改正の対象

上述の諮問において改正の対象は「債権関係の規定」とあり、図1に示す通り契約に関する規定が主な対象となる。

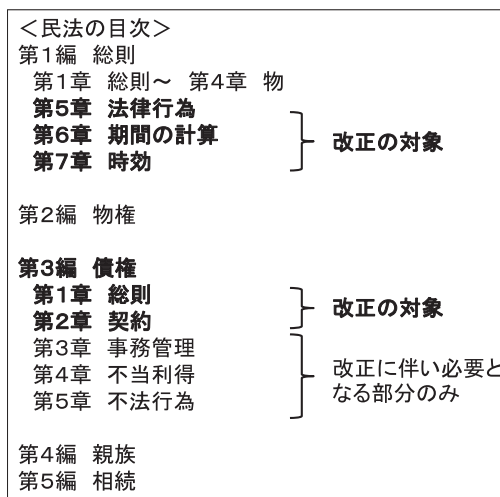


図1 民法改正の対象規定

具体的には、第3編「債権」のほか、第1編「総則」の一部も検討対象に含まれる。一方、第3編「債権」のうちでも不法行為等の法定債権については、契約関係の規定の見直しに伴って必要となる範囲に限定されている。

(5) ライセンス契約に関連する改正規定

当小委員会では、ライセンス契約に係る改正規定として、債権の消滅時効、債権譲渡、契約解除、ライセンス契約の典型契約化（貸借類似の規定として）、継続的取引の終了、転

用型の債権者代位権、約款と不当条項規制等について検討を行った。

3. 改正の経緯

民法改正の経緯を図示すると、図2の通りとなる。

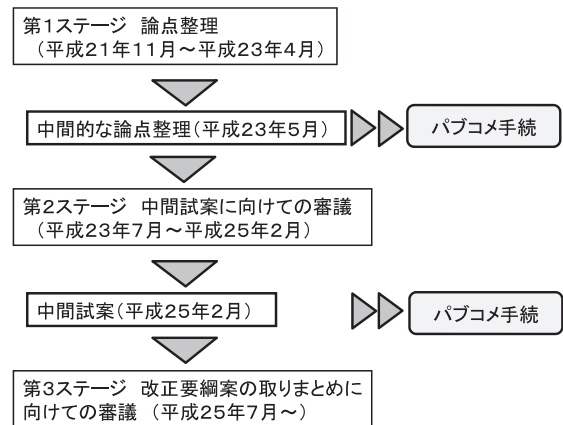


図2 法制審議会の作業スケジュール

(1) 論点整理（第1ステージ）

法制審議会は、平成21年11月の第1回会議から1年をかけて、複数の学者グループの立法提案や各種団体の意見等を踏まえて、改正検討すべき事項を整理したうえで、平成23年1月から同年4月までの審議によって「民法（債権法）改正に関する中間的な論点整理」（以下、中間的な論点整理）を取りまとめた。

この中間的な論点整理は、後述する中間試案の取りまとめに先立って検討すべき論点項目を洗い出すためのものであり、平成23年6月1日から同年8月1日までの期間、パブリックコメントの手続が行われた。また、これに並行して法制審議会から各種団体へのヒアリングが実施された。

(2) 中間試案に向けての審議（第2ステージ）

法制審議会は、中間的な論点整理に関する各

種団体の意見等を踏まえ、平成23年7月から平成25年2月まで審議を行い、その結果を「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」（以下、中間試案）として策定した。

この中間試案では、改正が検討されている項目のみを取り上げるとともに、できる限り改正提案を一本化して提示する方針がとられたが、必要に応じて「(注)」の欄に反対意見や別案も併記された。

この中間試案については、平成25年4月16日から同年6月17日までの期間、パブリックコメントの手続が行われ、これに対し当協会は、平成25年6月14日付で意見書を提出した。

(3) 改正要綱案の取りまとめに向けての審議 (第3ステージ)

法制審議会は、平成25年7月から「改正要綱

案の取りまとめに向けての審議」を開始し、平成26年3月現在、審議が進行中である。平成26年7月末までに「要綱仮案」が取りまとめられる予定である。

なお、法制審議会の各会議の資料や議事録は、同部会ホームページ³⁾に掲載されている。

4. 当協会の意見書提出について

当協会では、平成25年4月16日から実施された中間試案のパブリックコメント手続において、当協会としての意見を表明した。以下にその経緯と概要を述べる。

4. 1 意見書提出の背景

当小委員会では、平成24年度および25年度の活動において、債権法改正について、「民法（債権法）改正に関する中間的な論点整理」、「民法

表1 意見書概要

「民法（債権法）の改正に関する中間試案」に関する意見		提出日：2013年6月14日
I. 第38 賃貸借 <u>15 賃貸借に類似する契約 (2) ライセンス契約</u> 1. 賃貸借に類似する契約として賃貸借の節にライセンス契約に関する規定を設けることに反対し、改正案からの削除を求める。 2. 「賃貸借の節に規定を設けるのではなく新たな典型契約とするという考え方」についても、反対する。	III. 第27 契約交渉段階 <u>2 契約締結過程における情報提供義務</u> 契約締結過程における情報提供義務に関する規定を設けるべきではないという考え方を支持する。	
II. 第7 消滅時効 <u>2 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点</u> 1. 債権の消滅時効における原則的な時効期間(10年)を短縮化し、起算点については現状(権利を行使することができる時(第166条第1項))を維持する。ただし、職務発明対価請求権については、その特殊性を鑑み、原則的な時効期間とは別に特例扱いとしてより短い時効期間となるよう配慮規定を検討することを要望する。 2. 新たな起算点による時効期間を設けるという案に反対する。	IV. 第34 継続的契約 1. 期間の定めのある契約の終了に関する規定を設けることに反対する。 2. 期間の定めのない契約の終了に関する規定を設けることに反対する。	
<u>7 時効の停止事由</u> 時効の停止事由として、「(6) 権利に関する協議を行う旨の[書面による]合意があったとき」を新たに設けることについては反対する。	V. 第35 売買 <u>4 目的物が契約の趣旨に適合しない場合の売主の責任</u> 1. 目的物が知的財産である場合も踏まえた慎重な検討を求める。 2. 現行の民法第559条 [1] により有償のライセンス契約や技術契約等にも本規定が準用される点を考慮した検討を求める。	
	[1] 第559条 (有償契約への準用) この節の規定は、売買以外の有償契約について準用する。ただし、その有償契約の性質がこれを許さないときはこの限りではない。	

(債権法)改正に関する中間的な論点整理の補足説明」ならびに「民法(債権法)改正に関する中間的な論点整理に関する意見」の内容を検討し、ライセンス契約に関連しそうな項目について、契約実務にどのような影響を与えるかを詳細に検討した。

また、各種団体との勉強会や意見交換会を積極的に開催し、情報・意見の交換を行った。

このような活動の中で得られた情報・意見と、前述の検討の結果から、今後の改正の内容によってはライセンス契約実務に重大な影響を与える可能性のある項目について、当協会として中間試案のパブリックコメント手続において意見を表明することとした。

4. 2 意見書の概要

当協会が表明した意見の概要は、前頁表1に示す通りである。意見書の全文は、当協会ホームページ⁴⁾に掲載の通りである。

意見項目 I. 第38貸貸借「15 貸貸借に類似する契約(2) ライセンス契約」については、意見を表明した項目の中でも、ことさらライセンス契約の実務に影響が大きいものであるため、反対意見を表明した。

以下に、その試案の内容と当協会の対応およびその根拠について詳しく解説する。

5. 中間試案：貸貸借に類似する契約(ライセンス契約の典型契約化)

5. 1 背景

現行民法では、贈与、売買、交換、消費貸借、使用貸借、賃貸借、雇用、請負、委任、寄託、組合、終身定期金、和解の13種の取引形態において、契約で取り決めるべき一般的・汎用的事項について規定されている。これらの13種の契約は典型契約と呼ばれている。

民法に典型契約が規定されている意義は、社

会的に確立している取引形態において、契約当事者間に特段の合意がない場合にも典型契約の規定が適用されることによって、取引を安定化し、無用な紛争を回避することにある。また、社会に存在する様々な種類の契約について、その法的分析を行うための出発点となる法概念を提供する機能があるとされている。

法制審議会において、民法の典型契約について、「社会・経済の変化や取引形態の多様化・複雑化等を踏まえ、現在の13種の契約類型で過不足がないかどうか、不足があるとすれば新たに規定すべき契約類型としてどのようなものがあるかを検討する必要がある」との指摘がされた。この指摘を受けた検討の結果、ファイナンス・リース契約とライセンス契約が現代社会における重要な取引形態であることから、民法の典型契約に位置付けるべきとの意見が出され、現行の典型契約の一つである賃貸借契約の規定を準用する、あるいは、新たな典型契約とするとの中間試案が提示された。

5. 2 中間試案の内容

表2に中間試案の該当部分を示す。

表2 試案(賃貸借に類似する契約)

第38貸貸借 15 賃貸借に類似する契約 (2) ライセンス契約 賃貸借の節に次のような規定を設けるものとする。 当事者の一方が自己の有する知的財産権(知的財産基本法第2条第2項参照)に係る知的財産(同条第1項参照)を相手方が利用することを受忍することを約し、相手方がこれに対してその利用料を支払うことを約する契約については、前記4(2)から(5)まで(賃貸人たる地位の移転等)その他の当該契約の性質に反する規定を除き、賃貸借の規定を準用するものとする。 (注) 上記(1)及び(2)のそれぞれについて、賃貸借の節に規定を設けるのではなく新たな典型契約とするという考え方、そもそも規定を設けないという考え方がある。

中間試案を簡潔にまとめると「ライセンス契約に賃貸借の規定を準用する（ただし、その性質に反する規定を除く）。または、ライセンス契約を新たな典型契約とする。」となる。

(1) 賃貸借契約の規定の準用について

賃貸借契約について民法第601条から第621条に表3に示す規定が設けられている。

表3 賃貸借に関する規定

総則として
「賃貸借」契約の定義（第601条）
「短期賃貸借」の期間（第602条）
「短期賃貸借の更新」（第603条）
「賃貸借の存続期間」（第604条）
賃貸借の効力に関し
「不動産賃貸借の対抗力」（第605条）
「賃貸物の修繕等」（第606条）
「賃借人の意思に反する保存行為」（第607条）
「賃借人による費用の償還請求」（第608条）
「減収による賃料の減額請求」（第609条）
「減収による解除」（第610条）
「賃貸物の一部滅失による賃料の減額請求等」（第611条）
「賃借権の譲渡及び転貸の制限」（第612条）
「転貸の効果」（第613条）
「賃料の支払時期」（第614条）
「賃借人の通知義務」（第615条）
「使用貸借の規定の準用」（第616条）
賃貸借の終了に関し
「期間の定めのない賃貸借の解約の申入れ」（第617条）
「期間の定めのある賃貸借の解約する権利の留保」（第618条）
「賃貸借の更新の推定等」（第619条）
「賃貸借の解除の効力」（第620条）
その他
「損害賠償及び費用の償還の請求権についての期間の制限」（第621条）

ライセンス契約において、当事者間の契約に定めのない事項は、改正後のこれらの規定が適用されることになる（なお、中間試案では、民

法第604条、第609条および第610条の各規定を削除するとされている。）。

これらの規定が任意規定である場合は、契約の当事者は、契約自由の原則により、その適用を排除することができる。ただし、民法の規定が強行規定¹⁾である場合は、契約で規定してもその規定は無効となり、民法が適用されることになる。しかしながら、民法のどの規定が強行規定であるかは明記されていない。

(2) ライセンス契約の性質に反する規定の除外について

ライセンス契約の性質に反する規定として、民法第605条に中間試案で追加されている第2項から第5項が例示されている。これらは、賃貸人の地位の当然承継に関する規定であるが、中間試案では、ライセンス契約の性質に反するとの指摘を受け、除外規定として例示された。

しかし、例示された以外にどの規定がライセンス契約の性質に反するかは明示されておらず、どの規定が除外規定に該当するかは、強行規定の該当・非該当とともに、最終的には裁判所の判断に委ねられることとなる。

(3) ライセンス契約の典型契約化について

現行民法の典型契約の賃貸借では、表3に示す通り、「総則」「賃貸借の効力」「賃貸借の終了」について計21の規定が設けられている。ライセンス契約を典型契約とするのであれば、賃貸借について定められているような、総則やライセンス契約の効力等の規定が設けられるべきであろうが、中間試案では示されていない。

なお、中間試案において、ライセンス契約は「当事者の一方が自己の有する知的財産権に係る知的財産を相手方が利用することを受忍することを約し、相手方がこれに対してその利用料を支払うことを約する契約」と定義されている。この点について、平成25年3月19日の「民法（債

権関係)の改正に関する中間試案(概要付き)」では、ライセンス契約にはこの定義に該当する有償のライセンス契約だけでなく「無償のライセンス契約も多いとの指摘があるが、中間試案は、無償のライセンス契約を否定する趣旨ではなく、飽くまで典型的なライセンス契約の要素を明文化する趣旨である」とされている。

5.3 当協会としての問題意識

上述のように、今回の改正によりライセンス契約が賃貸借に類似する契約または典型契約として明文化された場合、当協会は、多種多様なライセンス契約が存在し、かつ、賃貸借契約とライセンス契約とは性質が異なるという実態から、むしろ実務において混乱を引き起こすのではないかとの懸念を持つに至った。

(1) ライセンス契約について

一般的に、産業界におけるライセンス契約の対象となる知的財産とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権にとどまらず、権利として登録されていない発明、考案、意匠、ソフトウェア、営業秘密、ノウハウ等を含むことが多い。また、営業権、フランチャイズ権、商品化権、命名権といったものが対象となることもある。

また、ライセンスの形態も、特定の知的財産を対象とする権利許諾から、一件一件の知的財産でなく、複数の知的財産を特定の製品、分野という切り口で特定しライセンスする包括ライセンス、これを互いにライセンスしあう包括クロスライセンス、さらに標準必須特許のライセンスを取り扱うパテントプールにおいて提供されるライセンス等、実に多様である。

さらに、ライセンス契約における規定内容も、独占性、再実施権・対価の支払いの有無、対価の支払方法、許諾の地域、対象知的財産の維持管理、技術支援・援助、第三者に対する権利行

使・第三者からの権利行使に対する対応、改良発明の取り扱い(例えば、グラントバック)、原材料の供給、保証、秘密保持、その他一般条項等、当該知的財産の実施許諾以外にも、様々な権利義務を付带的に定めることが多い。

例えば、一つの製品に何百、時には何千という特許が存在するために、自社事業の自由度を確保し、互いに権利行使しないことを約するために締結される電機業界における包括クロスライセンス契約と、一つまたのごく少数の特許および関連するデータ等のノウハウを独占的にライセンスする医薬品業界におけるライセンス契約をイメージすれば、このライセンス契約の多様性をより容易にイメージできるのではないだろうか。

このように、実務におけるライセンス契約は、その対象、形態、内容いずれの面からも多種多様な要素が絡み合っている。にもかかわらず、ライセンス契約に典型契約の一類型である賃貸借の規定を準用しようとする試みは、ビジネスの実態にそぐわないばかりか、法的予見性、安定性の観点からかえって混乱をきたし、ライセンス契約実務に悪影響を及ぼす可能性が憂慮される。

(2) 賃貸借契約について

中間試案においてライセンス契約と類似であるとされている賃貸借契約とはどのような契約であろうか。

典型契約のひとつである賃貸借契約とは、「物」の貸し借りに関する契約の一種⁵⁾であり、民法第601条には、「賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。」との定義がある。

賃貸借契約の代表例としては、マンション、土地等の不動産の賃貸借契約が挙げられる。し

かし、民法における賃貸借契約の対象は不動産だけではない。例えばレンタカー、レンタルビデオ、貸衣装等の動産の賃貸借もある。先ほど述べたように、民法においては、賃貸借契約の対象を「物」としている。

民法における「物」については、民法第85条に規定があり「この法律において「物」とは、有体物をいう。」となっている（ここでいう有体物とは、民法第86条の規定により原則として不動産と不動産以外(動産)を対象としている。）。

以上のことから、賃貸借契約とは、民法に規定されている「物」の貸し借りに関する契約の一種であり、「物」を一時的に所有（民法的には占有）し、使用収益できるようにさせることにより、その期間、対価の支払いを受けるという内容の契約である。

また、賃貸借契約には、契約に伴って生じるさまざまな義務があり、その代表的なものとしては、貸主の使用収益させる義務、修繕義務、および借主の目的物返還義務が挙げられる。

以上のように、賃貸借は国民一般に広く普及しており、賃貸借契約上の定義および義務も明確で、さらにはその法的性質⁶⁾も同様に確立されている。

(3) 賃貸借契約とライセンス契約の非類似性

中山信弘東大名誉教授の著書において「特許権自体が不動産とは決定的に異なっており、必然的にその実施権も地上権や賃借権とは性格を異にする」⁷⁾との指摘があるが、産業界としても賃貸借契約とライセンス契約は類似する契約だという認識はほとんどない。

賃貸借契約とライセンス契約は、表4にも示す通り、そもそも対象となるものの性質および契約目的等が大きく異なるため、これらの契約が類似しているとは考えにくい。

加えて、上述のような賃貸借契約の代表的な義務であるところの、使用収益させる義務、修

繕義務、目的物返還義務のいずれも、ライセンス契約において課されるということはほとんどない。

また、特に不動産賃貸借に関しては、賃貸人に妨害排除請求のような物権的な請求権を認めることがあり、この妨害排除請求権は、ライセンス契約では侵害排除請求権に該当するが、ライセンシーに通常実施権に基づいてこのような権利が認められることはない。

表4 賃貸借とライセンスとの相違点

	賃貸借契約 (民法)	ライセンス契約 (技術支援等含まず)
対象	物(有体物)	無体財産
目的	使用収益	実施を容認
類型	比較的画一的	業界によって多種多様
対抗力	登記が必要	当然対抗
契約上の地位の移転	賃貸人たる地位の移転について、当然承継説が判例により確立。改正により明文化される可能性あり	ライセンス契約の地位の移転については、産業界では非承継説が前提となっている
対象の返還義務	当然返却義務あり(民法第597条第1項。改正により民法第601条にも明記される可能性あり)	ほとんどの場合義務なし(ノウハウライセンスの場合、提供情報の返却義務を課すことあり)

さらに、第三者対抗要件⁸⁾に関しても、平成23年特許法改正により導入された当然対抗制度により、不動産賃貸借契約とライセンス契約ではその取り扱いが異なることとなった。すなわち、不動産賃貸借契約では、不動産の所有権が移転した場合にその不動産の新しい所有者である第三者に対して賃借権を主張しようとする場合、賃借権設定登記が必要となるが、ライセンス契約では、当然対抗制度の導入に伴い当事者間の契約のみで、通常実施権について、特許権の譲受人である第三者に対抗できるようになっている。

また、契約の対象（例えば、不動産所有権、特許権）が譲渡等により移転した場合の契約者の地位の移転に関して、賃貸借契約では、賃貸人たる地位の移転について賃借人保護のため、判例は当然承継の考え方を取っている。しかし、ライセンス契約に関しては、ライセンサー（許諾者）たる地位の移転について、産業界では非承継説が有力であり、実際、中間試案でも、当然承継はライセンス契約の性質に反するとの指摘を受け、除外規定として例示された。

以上のように、賃貸借契約とライセンス契約は、その性質および実務においても大きく異なる契約となっている。

(4) 典型契約化について

中間試案では、ライセンス契約を賃貸借契約に類似する契約とするのではなく、新たな典型契約とする考え方も示している。

そもそも、典型契約を設ける目的について、「契約自由の原則により基本的に契約の内容や効果は当事者間で自由に定めうるにもかかわらず、法律で典型契約を規定する意味は、同時代の社会においては契約類型がほぼ一定しており、また、当事者意思が不明確な場合に契約解釈の標準とするため⁹⁾とされている。ところがライセンス契約とは、到底「契約類型がほぼ一定している」とは言い難く、契約解釈の標準となり得るような規定を設けることは非常に困難である。また、ライセンス契約は、企業対企業（いわゆるB to B）で締結されることが多く、その締結過程では、相応の経験、知識を持った特許、契約の担当者や法律の専門家が多数関わり、多方面から様々な検討が加えられる。このため、当事者意思が不明確であることを理由として紛争が生じることは少なく、また仮に生じたとしても訴訟にまで発展するケースは稀であり、その契約解釈の標準を民法の典型契約に求めるほどの典型契約化の要請は、現在の産業界

には存在しない。

知的財産を規定する法律としては、特別法としての知的財産基本法、特許法、意匠法、商標法、著作権法等の知的財産関連法が存在する。なぜこれら特別法ではなく、あえて一般法である民法にライセンス契約に関する規定を置くのか、という点についても十分には議論されていない。仮に典型契約化するにしても、上述のようなライセンス契約の多様性に十分対応できるものとなるよう、実務態様、権利内容、産業界からの要望、必要性とともに、特別法としての知的財産関連法との関係を慎重に検討、議論したうえで決定されるべきものである。

5. 4 当協会の見解

仮に今回の改正によりいずれかの方法でライセンス契約を典型契約化した場合にどのような問題を生じるか検討した結果、当協会では、上述したように多種多様なライセンス契約が存在し、ライセンス契約は賃貸借契約と性質を異にするにもかかわらず、ライセンス契約に関する解釈を典型契約、または典型契約の一つである賃貸借の規定から一義的に導き出せるといった誤った認識を与えることとなり、従来の実務運用とは相違して契約の解釈等に疑義が生じ、無用な紛争を引き起こす要因になりかねないとの問題意識を持った。

そもそも、ライセンス契約は民法に規定されていなくとも、産業界においてこれまで特に問題が生じているとは当協会では認識しておらず、典型契約を規定するにあたっての趣旨である取引を安定化し、無用な紛争を回避するといった手当についての要請もなかった。むしろ、ライセンス契約を無理に典型契約化することにより、契約の解釈に疑義が生ずることを端緒とする契約解釈を巡る紛争が頻発することで無用な訴訟が増加することが懸念され、ライセンス契約上の法律関係の明確化に資するどころか、

結果的に産業界に混乱を生じさせることにつながりかねない。

今回の改正によりライセンス契約が民法に規定されるようなことがあった場合、契約解釈に疑義を生ずるおそれがあることから、実務としては、国際物品売買契約に関する国際連合条約（UNITED NATIONS CONVENTION ON CONTRACTS FOR THE INTERNATIONAL SALE OF GOODS、略称：国際物品売買契約条約（ウィーン売買条約）またはCISG¹⁰）のオプトアウト（適用除外¹¹）と同様に、契約において民法の規定の準用を排除する旨の合意等の予防策を取ることの検討が必要となる。仮に、民法をオプトアウトすることを提案した場合であっても、ライセンサーとライセンシーの立場は異なるため、予防策をとることの利害が必ずしも一致せず、オプトアウトの明記について合意できずに容易に解決できないことが予想される。

さらには、日本企業が海外企業とライセンス契約を締結する場合、準拠法を外国法に求めるケースの増加も懸念され、本来であれば法令の内容を一番よく把握している自国法を契約の準拠法として挙げるのが実務でなされているにも関わらず、日本企業は自国法を適用することができないという不都合が生じかねない。

また、明らかに疑義なく解釈出来ていた契約条文のドラフティングも改めて検討する必要がある等、実務において負担になると考えられる。

このように、これまでの産業界では特に当事者間の争いもなく行われていた実務において、契約内容を再検討せざるを得なかったり、契約交渉が長引いたり、契約解釈の疑義を巡って無用な紛争を招くことが予想されるが、当協会としては、ライセンス契約実務におけるこのような負荷を望んでいない。

6. おわりに

国の政策として「知財立国」を掲げているにもかかわらず、企業の知財戦略において重要な位置を占めるライセンス契約について、改正の影響を十分に検討することなく賃貸借類似とすることが中間試案として提示されたことに対して、当協会としては強い懸念を抱いた。また、当協会以外からも同様の強い懸念の声が上がった。これらを受け、結果的に平成25年10月29日の法制審議会で、ライセンス契約を検討の論点として取り上げないことが決定された¹²。すなわち、産業界に与える影響が大きく、混乱を引き起こしかねない法改正について、当協会を始め産業界から積極的に意見を発信することにより、法改正が見送られる見込みとなったのである。

法律の現代化およびルールを明文化という観点からの、知財立国については国際競争力の強化に資する法改正は、むしろ我々も望むところであり、今後も、十分な議論のもと進められることを希望するとともに、当協会としても、必要に応じて意見発信していきたいと考える。

なお、本稿は、特にライセンス契約の典型契約化（賃貸借類似契約）について解説を試みたものであるが、これ以外の改正項目でも、例えば、債権の消滅時効等、ライセンス契約の実務に影響を与える項目がいくつか存在する。よって、今後とも改正動向を注視していくべきであろうと考える。本稿が知財実務者に対する民法改正への関心を高める動機となれば幸いである。

注 記

- 1) 任意規定と強行規定：民法の規定のうち、契約の当事者の意思により、その適用を排除することができる規定を任意規定という。これに対して、公序良俗（民法第90条）等、当事者の意思

- によって、その規定の適用を排除することができないものを強行規定という。
- 2) 判例法理：裁判所が示した判断の蓄積によって形成された考え方をいう。
 - 3) 法務省法制審議会 - 民法（債権関係）部会
http://www.moj.go.jp/shingi1/shingikai_saiken.html（Web参照日：2014年3月10日）
 - 4) 日本知的財産協会
http://www.jipa.or.jp/jyohou_hasin/teigen_iken/13/130614.pdf
（Web参照日：2014年3月10日）
 - 5) 民法では「物」の貸し借りに関して大きく分けて3つの類型を規定している。1つ目が有償の「物」の貸し借りである「賃貸借」、2つ目が無償の物の貸し借りである「使用貸借」、最後に借りた金銭その他の「物」を消費して、同様の金銭その他の「物」を返すという内容の「消費貸借」である。
 - 6) 賃貸借契約の法的性質としては、以下の3点が挙げられる。
 - ①対価の支払いが生じる有償契約
 - ②貸主も借主も義務が生じる双務契約
 - ③契約成立の際に物がなくても、双方の合意だけで契約が成立する諾成契約
 - 7) 中山信弘『特許法』弘文堂 2010年、417頁
 - 8) 第三者対抗要件：ある法律関係の効力を当事者以外の第三者に及ぼすために必要となる要件のこと。例えば、不動産の譲渡において、当該不動産の譲渡の効力を第三者にも及ぼすためには、不動産登記が必要となる。（民法第177条）
 - 9) 近江幸治『民法講義V 契約法 第3版』成文堂 2006年
 - 10) ウィーン売買条約：国際物品売買契約についての統一法を設けることによって国際取引の発展を促進することを目的として、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）が起草し、1980年4月11日に採択、1988年1月1日に発効、我が国では2009年8月1日に効力発生した。
 - 11) CISGのオプトアウト（適用除外）：CISGの締結国間の国際売買基本契約において、ある国の法律を準拠法と定めた場合であっても、同条約が準拠法に優先して適用される可能性があるため、契約上の規定により同条約の適用を排除すること。
 - 12) 民法（債権関係）部会資料 69A：「ライセンス契約についても、パブリック・コメントの手続において、①主に事業者間で行われる取引であるところ、産業界にも規定を設けるニーズがないこと、②ライセンス契約は、法的性質について確定的な考えがあるわけではない上、多種多様で無償のクロスライセンス契約等もあることから、有償契約である賃貸借の規定を準用すべきではないことなどを理由として、多くの反対意見が寄せられている。
以上を踏まえ、これらの論点については取り上げないこととした。」

（原稿受領日 2014年2月12日）